美郷町初回産科受診料助成事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、妊娠に係る経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、妊婦の状況を継続的に把握し、母体と胎児の健康の保持及び増進に資するため、妊娠判定のために医療機関を受診する者に対し、当該受診料を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

　（助成対象者）

第２条　助成対象者は、初回産科受診（妊娠判定のために医療機関を受診することをいう。以下同じ。）をした日（以下「初回産科受診日」という。）において町の区域内に住所を有する女性であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 同一の世帯に属する者の全員が、当該年度（第５条第１項の規定による申請が４月から６月までの間に行われる場合は前年度）の市区町村民税均等割が非課税である世帯に属する者
2. 生活保護受給者

２　前項の規定にかかわらず、町長が必要と認める者を助成対象者とすることができる。

　（助成対象経費及び助成額）

第３条　助成対象経費は、初回産科受診（令和６年４月１日以後のもの限る。）において実施した妊娠判定に要する問診、診察、尿検査及び超音波検査に係る経費その他町長が必要と認める経費とする。

２　助成額は、助成対象経費の全額とし、１回の初回産科受診につき１万円を限度とする。

　（助成回数）

第４条　同一対象者に対する助成回数は、１回の妊娠につき１回限りとし、１年度につき２回までとする。

　（助成金の支給申請）

第５条　助成金の支給を受けようとする者は、美郷町初回産科受診料助成申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

1. 医療機関発行の当該申請に係る領収書及び診療明細書その他当該初回産科受診に要した費用の額が確認できる書類
2. 妊娠が確認できる書類
3. その他町長が必要と認める書類

２　他市町村から転入等により対象者の属する世帯の課税状況の把握が困難なときは、前項の書類に課税状況を記載した証明書の添付を求めることができる。

３　助成の申請期限は、初回産科受診日から起算して６月を経過する日とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

　（助成金の支給決定）

第６条　町長は、前条第１項の申請をした者（以下「申請者」という。）について、助成金の支給を決定した場合は美郷町初回産科受診料助成金支給決定通知書（様式第２号）により、不支給を決定した場合は美郷町初回産科受診料助成金不支給決定通知書（様式第３号）により、当該申請者に通知するものとする。

　（助成金の支給）

第７条　申請者は、前条の規定による支給決定を受けたときは、美郷町初回産科受診料助成金請求書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

　（助成金の返還）

第８条　町長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成金の支給決定又は支給を受けた事実があると認めるときは、当該決定を取り消し、又は助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

　（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。